

## 第15回山口県人権施策推進審議会会議録

注) 発言内容に影響しない範囲で語尾等を修正しました。

○開催日時：令和4年5月27日(金) 午後1時30分から午後3時00分まで

○開催場所：県庁共用第3会議室（本館棟4階）

事務局 それでは、開会に先立ちまして、皆様方に会議の公開についてお諮りをしたいと思います。

本審議会は公開を原則としております。

審議の内容をまとめた議事録も公開とし、県のホームページにも掲載する予定としておりますので、議事録の作成に正確を期すため、審議内容については録音の方をさせていただき、また、会議の方の写真も撮らせていただきます。

また、一般の方や報道の方など傍聴ができることとなっております。今のところ傍聴及び報道の方はいらっしゃいませんが、もし、あった場合はご了承くださいと思いますけれども、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

あわせて、本日の審議会の成立状況についてご報告を申し上げます。

委員15名中、12名の方が出席されており、過半数を超えております。

よって、審議会規則第5条の規定に基づき、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから、「第15回山口県人権施策推進審議会」を開催させていただきます。

審議会の開催に当たりまして、山口県環境生活部部长 藤田昭弘がご挨拶を申し上げます。

環境生活 皆様こんにちは。環境生活部部长の藤田でございます。

部 長 開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方には、一昨年2月に委員に御就任いただいたところであり、この場をお借りいたしまして、改めてお礼を申し上げます。

さて、私たちの身の回りには様々な人権問題が存在し、昨今では、新型コロナウイルス感染症やインターネットに起因する新たな人権問題が発生しています。

このため、県では、こうした社会情勢の変化にも対応しながら、「山口県人

権推進指針」に基づき、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、人権に関する取組を総合的に推進しているところでございます。

こうした中、本審議会は、委員の皆様、それぞれのお立場から御意見を賜り、様々な人権問題への対応や、人権が尊重された行政の推進など、本県の人権施策の一層の推進を図ることを目的としています。

本日は、委員改選後初めての開催ということでございまして、まず、会長及び副会長を選任していただきまして、次に、前回からの継続案件であります「人権に関する県民意識調査」の結果に基づく今後の方向性につきまして御審議いただくこととしております。

どうか委員の皆様方には、忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

事務局 それでは、ただいまお伝えしましたとおり、委員改選後、はじめての会議でございますので、議事に入ります前に、委員の皆様方をご紹介申し上げます。名簿順にご紹介をいたします。  
有田光枝委員でございます。

有田委員 有田です。よろしく願いいたします。

事務局 今村孝子委員でございます。

今村委員 今村です。どうぞよろしく願いします。

事務局 梶野晴彦委員でございます。

梶野委員 梶野です。よろしく願いします。

事務局 数井聡美委員でございます。

数井委員 数井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

事務局 川口泰司委員でございます。

川口委員 川口です。よろしく願いします。

事務局 草田和枝委員でございます。

草田委員 草田です。よろしく願いいたします。

事務局 高田 晃委員でございます。

高田委員 高田と申します。よろしくお願いたします。

事務局 澤田正之委員でございます。

澤田委員 澤田です。どうぞよろしくお願いたします。

事務局 鈴木朋絵委員でございます。

鈴木委員 鈴木です。よろしくお願いたします。

事務局 武居ひとみ委員でございます。

武居委員 武居と申します。よろしくお願いたします。

事務局 谷 真人委員でございます。

谷 委員 谷と申します。よろしくお願いたします。

事務局 山下悦子委員でございます。

山下委員 山下でございます。よろしくお願いたします。

事務局 最後に、本日、ご欠席でございますが、川村宏司委員、末長 正委員、船崎美智子委員をご紹介します。

それでは続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。  
環境生活部長の藤田でございます。

環境生活部長 藤田です。よろしくお願いたします。

事務局 環境生活部審議監兼人権対策室長の福本でございます。

人権対策室長 福本でございます。よろしくお願いたします。

事務局 人権対策室次長の中谷でございます。

人権対策 中谷です。よろしくお願いいたします。  
室次長

事務局 教育庁副教育長の木村でございます。

教育庁 木村と申します。どうぞよろしくお願ひします。  
副教育長

事務局 人権教育課長の河村でございます。

人権教育 河村です。どうぞよろしくお願ひします。  
課長

事務局 続いて、審議会規則第7条の規定に基づき、知事が任命した幹事でございます。

氏名はお手元に配付しております幹事名簿のとおりですので、時間の関係上、紹介の方は省略させていただきます。

それでは、議事に入らせていただきますが、先程も申し上げましたとおり、本日は、委員改選後、初の会議であることから、会長及び副会長が選任されておられません。

つきましては、議題1の「会長及び副会長の選任について」は、事務局の方で議事を進行させていただきます。

会長及び副会長につきましては、審議会規則第4条の規定により、委員の互選により定めることとされております。

どなたかご推薦がありましたらお願ひいたします。

草田委員 これまで会長・副会長を務めてこられた高田委員さんと今村委員さんに、引き続きお願ひされたらどうでしょうか。

事務局 ありがとうございます。ただいま高田委員さんを会長に、また、今村委員さんを副会長にとのご推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(拍手、「異議なし」の声あり)

事務局 ありがとうございます。皆様のご賛同をいただきましたので、会長は高田委員さんに、また、副会長は今村委員さんをお願いすることに決定いたしました。それでは、高田会長さん、一言お願ひいたします。

高田会長 会長への就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。皆様方のご賛同をいただきまして、当審議会の会長を引き受けることとなり

ました。

当審議会につきましては、様々なご意見を拝聴することができて大変勉強させていただいております。本日は円滑な議事進行に努めてまいりますので、皆様方の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。  
それでは、今村副会長さん、一言お願いいたします。

今村副会長 改めまして今村ですが、本当に副会長の任が十分にできるかどうか、この会に入れば入るほど会の重さ、そして重要さをつくづく感じております。高田先生をお助けできればと思いますが、闊達な意見で、本当に今起こっている人権のことについて、みんなで話し合いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。  
それでは、審議会規則第5条の規定により、会議の議長は、会長が務めることとなっております。  
高田会長さんには、議長席へご移動いただき、今後の議事進行につきましてよろしくお願いいたします。

議長 それでは、改めましてよろしくお願いいたします。早速、議事に入らせていただきます。  
議題2の「人権に関する県民意識調査結果に基づく方向性について」ということで事務局からご説明をお願いいたします。

人権対策室 次長 それでは、議題（2）人権に関する県民意識調査結果に基づく方向性について、説明させていただきます。

資料の説明に入ります前に、本議題の経緯等について簡単に御説明をいたします。

お手元に参考1として、人権に関する意識調査報告書概要版をお配りしております。

この意識調査は、人権に関する県民の意識を把握し、今後の人権に関する施策の推進を図る上での基礎資料とする目的で、平成20年度に続き、令和元年度に実施したもので、2回目となります。

概要版の表紙をめくって目次を見ていただきますと、Ⅱの「結果概要」は、大きく3つに分かれておりますけれども、このうち、1の「人権一般について」、こちらの課題と方向性につきましては、前回の審議会で御審議をいただいたところ です。

本日は、前回に引き続きまして、事務局の方で、2の「人権の個別分野ごとの課題」、及び3の「人権教育・啓発の取組」、これにつきまして、課題と方

向性（案）を作成しておりますので、それをたたき台として、様々な見地から御意見をいただきたいと思います。

それでは、資料1に戻りまして、1の議題に係る「趣旨」でございます。今後の人権施策の推進に資するため、令和元年度に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果を分析し、「課題」や「方向性」を明確にすることとしています。

次に、2「今年度の検討」についてです。

表では、意識調査の項目ごとに、項目を所管する部署の協力を得て、調査結果から見えた課題、今後の方向性（案）について、整理をしています。

まず、（1）人権の個別分野ごとの課題についてです。

項目「新たな法律の認知度」につきまして、調査結果から見えた課題としては、新たに施行された法律が十分認知されていないこと、今後の方向性（案）としましては、各所管部局において関係法令の周知に努めるとしています。

項目「女性に関する人権上の問題点」につきまして、課題は、「男女の固定的な役割分担意識をおしつけられること」の回答割合が依然として高いことから、男女共同参画への理解促進や意識改革が十分に進んでいないことがうかがえること、方向性は、男女共同参画に関する県民意識の醸成に向け、幅広い層への普及啓発に努める、「女性活躍推進法」や関係施策の周知に努めるとしています。

項目「子どもに関する人権上の問題点」につきましては、課題は、「大人（保護者）が暴力や虐待を行ったり、児童買春等を行うこと」や「子どもの間でいじめが行われていること」の回答割合が高く、県民の意識においても、いじめや児童虐待の防止が最大の課題となっていることがうかがえること、「いじめ防止対策推進法」や「子どもの貧困対策推進法」を知らない人は、「わからない」の割合が高く、問題点に対する関心が低いことがうかがえること、方向性として、いじめや児童虐待など子どもの人権侵害の防止に努める、児童虐待の未然防止や早期発見に向け、引き続き、県・市町・関係機関が連携して、切れ目のない支援に取り組んでいく、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることなく全ての子どもが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指す、「いじめ防止対策推進法」や「子どもの貧困対策推進法」の周知に努めるとしています。

次に「高齢者に関する人権上の問題点」につきましては、課題は、高齢化の進行に伴い、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の一層の増加が見込まれており、高齢者の権利擁護への要請の高まりなど、高齢者を取り巻く環境の変化を踏まえた対応が必要であること、方向性として、高齢者が尊厳を保ち、安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムを地域の実情に合わせて深化・推進していく、地域の関係者や関係機関等による見守り活動を推進するとしています。

「障害のある人に関する人権上の問題点」につきましては、課題は、「障害のある人や障害について人々の理解が不足していること」の割合が高く、県民

の障害のある人や障害についての理解促進を図っていく必要があること、方向性は、県民が障害のある人や障害について理解を深め、必要な配慮を実践することができるよう、「あいサポート運動」をはじめとした理解啓発の推進に努めるとしています。

「罪や非行を犯した人が立ち直ろうとする場合の人権上の問題点」につきましては、課題は、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」が依然として大きな割合を占めていることから、罪や非行を犯した人の更生が妨げられたり、人権が損なわれたりしていることがうかがえること、方向性としましては、「再犯防止推進法」を踏まえて策定した「山口県再犯防止推進計画」に基づき、関係機関と連携して、広報啓発活動に努める、引き続き、県内全市町での「地域再犯防止推進計画」の策定に向けた支援を行うとしています。

次に「犯罪被害者に関する人権上の問題点」につきましては、課題は、依然として、過剰な報道、取材等が犯罪被害者等に対する二次的被害を引き起こす原因となっていることがうかがえること、上記のほか、犯罪被害者等は、身体的被害の治療や犯罪等に起因する離職や転職、転居といった経済的負担などの二次的被害に遭う場合があり、こうした被害防止に向けた有効な施策を行いつつ、犯罪被害者等に寄り添った支援を行う必要があること、方向性としましては、「山口県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進する、報道関係者に対し、犯罪被害者等の意向を伝え、適正な報道内容になるよう協力体制の構築の推進に努めるとしています。

「プライバシーの保護に関する人権上の問題点」につきましては、課題は、個人情報への不正な取扱いや盗用・流出等を問題とする割合が高くなってきていること、方向性は、山口県個人情報保護条例により、個人情報の保護を図るとしています。

次に「インフォームド・コンセントに関する医療機関の対応」につきましては、課題は、「説明がやや不十分」、「説明に対して不満」及び「特に説明を受けたことはない」の割合が3割を超えていることから、十分な説明を行うことが必要なケースがあることがうかがえること、方向性としましては、医療機関に対し、診療情報の提供等に関する指針の周知及び遵守の徹底を図るとしています。

次に「性同一性障害のある人に関する人権上の問題点」につきましては、課題は、「わからない」が2割近くを占めており、特に70歳以上の高齢者世代においてその割合が高く、理解が進んでいないことがうかがえること、一方で、「理解が不足していること」が年代・職業を問わず最も高くなっており、理解を深めることが最大の課題であると認識されていることがうかがえること、方向性としましては、性同一性障害に対する正しい理解と認識が深まるよう、教育・啓発の推進に努めるとしています。

次に「同和問題に関する人権上の問題点と見聞」につきましては、課題は、「問題点」「見聞」とも「わからない」が1割以上となっていること、「部落

差別解消推進法」を知らない人は、「わからない」の割合が高く、まずは、法の周知を図ることが課題であること、方向性としましては、同和問題に対する正しい理解と認識が深まるよう、人権尊重の視点に立った教育・啓発の推進に努める、「部落差別解消推進法」の周知に努めるとしています。

次に「外国人に関する人権上の問題点と見聞」につきましても、課題は、「問題点」「見聞」とも「わからない」が1割以上となっていること、「ヘイトスピーチ解消法」を知らない人は、ほぼ全ての選択肢において回答割合が低く、まずは、法の周知を図ることが課題であること、方向性としましては、多文化共生に対する正しい理解と認識が深まるよう、人権尊重の視点に立った教育・啓発の推進に努める、「ヘイトスピーチ解消法」の周知に努めるとしています。

次に「感染症患者等に関する人権上の問題点と見聞」につきましても、課題は、「問題点」「見聞」とも「わからない」が約2割となっており、まずは、感染症などの正しい知識の普及啓発を図ることが課題であること、方向性としては、感染症などの正しい知識の普及啓発を図り、人権尊重を念頭に置いた総合的な施策の推進に努めるとしています。

次に「ハンセン病問題に関する人権上の問題点と見聞」につきましても、課題は、「問題点」「見聞」とも「わからない」が約2割となっており、まずは、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を図ることが課題であること、方向性は、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発の推進に努める、療養所入所者等に対する福祉施策の充実に努めるとしています。

次に、(2)人権教育・啓発の取組についてです。

項目「啓発活動への接触度」につきましても、課題は、前回と比較して全般的に啓発活動への接触度が低下傾向にあり、これを高めていく必要があること、方向性としては、効果的な啓発手法を検討しながら、更なる人権啓発活動に努めるとしています。

次に「講習会・研修会・学習会等への参加経験」につきましても、課題は、「参加したことはない」が8割に上っており、講習会等への参加が低調な傾向にあることから、これを高めていく必要があること、方向性は、行政機関が実施する講習会等の受講者増加に向けて、開催方法等を工夫する、企業や民間団体による地域での自主的な取組を支援するとしています。

「人権に関する取組の今後の条件整備」につきましても、課題は、「学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る」、「県民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図る」が3割を超えており、人権教育や相談支援体制に対するニーズが高いことがうかがえること、前回に比べ、「公的機関や企業などの職場での人権研修の充実を図る」の割合が増えており、人権研修に対するニーズが高まっていることがうかがえること、方向性としましては、学校の教育活動を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切に教育を組織的・計画的に推進する、国や市町と連携し、相談窓口の周知に努めるとともに、必要に応じて民間とも連携し、相談機能の向上について検討する、市町や民間団体等が地域で行う人権啓発活動や研修等、自主的な取組への支援に努めるとし



ています。

事務局からの説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。事務局の方から、人権の個別分野や教育・啓発に関する課題、そして今後の施策の方向性の案が提示されました。

それでは、委員の皆様方から、この事務局案に対してご意見をいただきたいと思っておりますので、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

では、鈴木委員さん、お願いします。

鈴木委員 鈴木です。まとめていただきありがとうございます。

改めて、この指針を拝見しますと、平成24年に作られたものなので、法律もかなり変わり、古くなっているなということがよくわかり、それを見ながらですね、方向性のお話を伺っていたんですけども、質問としてはいくつかあるんですけども、1点目がまず、この新たな法律の認知度になっていますが、そもそも人権推進指針自体の認知度もそれほど高くないという結果が出てたと思うんですけども、この参考1の報告書の1ページの結果概要の(3)に人権推進指針の理解度、理解がまだ3割程度ということでご報告いただいている、法律認知度ももちろん大事ですけども、県として、こういう取組をしていますということの認知度がもっと上がった方がいいのではないかなと思えました。

人権推進指針、大変充実した内容で24年に作っていただいているんですけども、正直、もっとコンパクトなミニパンフとかがないと、実際、いろんな講演会とかで配っていただいているんですけども、なかなか、お手に取っていただいて一覧性をもって読むことができないのではないかなと思えたので。まず、人権推進指針の認知度を上げるための工夫があるのではないかなというのが一点目にあります。

それからですね、あと3つぐらいあるんですけども、申し訳ありませんが、2つ目がですね、まず、高齢者に関する人権上の問題点の方向性ですけども、成年後見利用促進法などの新しい法律が、ちょっと指摘されていないので、そこはまた点検していただきたいなというのと、それに関連して、障害がある人に関する人権上の問題点ですけども、障害者権利条約が批准されておりまして、それに基づいて、それに関連する法律もできておりますし、あと、障害者雇用促進法に基づく雇用促進が進んでいないということ自体もかなり指摘されておりましたし、また、津久井やまゆり園事件が神奈川県で起きましたけど、こういったことがわが県で起きないようにするにはどうするかといった視点での対策がかなり本当は必要だと思うんですけど、今後の方向性の案の中が、申し訳ないですけど、これでは不十分ではないのかなと思えました。それが2点目。

あとですね、性同一性障害などに関する人権上の問題点についてはですね、前回、説明させていただきましたけれども、性同一性障害のある方、性的マイ

ノリティなんかもごくごく一部、性的な違和のある方ですね、ほんとに医学的な診断を受けた方についてのみを示す言葉ですので、そろそろ、性的マイノリティの方、性自認や性的指向において性的マイノリティとされる方々全般にわたる人権上の問題点として整理し直す作業を進めたいと思いました。

それから、感染症患者等に関する人権上の問題点と見聞ですけれども、今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、感染症患者の方だけでなく、感染症患者さんを支える医療機関や福祉機関のですね、当事者やそのご家族に対する差別や偏見などもかなり問題視されてましたので、内容自体はそこもちゃんと見直さないといけないのではないかなと思いました。

本当にすみません、同和問題や犯罪被害者問題など、いろいろ気付きがあるんですけれども、多すぎるので私の発言をいったん終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。鈴木委員からのご指摘に対して、何か事務局の方でお考えがあればお願いします。

人権対策室 次長 まず、指針の周知の関係でございます。指針については前回も人権一般のところですね、分析をしましたが、確かに、周知度が約3割程度ということで、決して高くないという状況であるというふうに理解をしております。

県としましては、指針の周知ということでやっていることといえばですね、山口県政出前トークというのがあって、県民の方から県の方にリクエストがあればですね、私どもは人権に関する県の取組ということでお話をする、講師を派遣するのをもっております、そちらの方で、主に山口県人権推進指針についてですね、周知をする講座をしております。

それから、あと、ホームページによる啓発、それから、人権のポスターですね、自由・平等・生命（いのち）という県のキーワードを記したポスターなどをですね、あらゆるところに配布をしております。それから、テレビスポット、ラジオの放送ですね、こういったスポットの宣伝もしております。

ということで、いろいろやっではいるんですけれども、これが決定打だということではなかなかなくてですね、県としましては、地道にそういった周知をですね、続けていくというふうに考えております。

それから、先ほどちょっとお話にありました、ミニパンフレットみたいなものという話がありましたけれども、県の方では概要版のパンフレットも作っております、例えば、サッカーのスタジアム啓発とかですね、そういった機会です、そういったミニパンフレットを多くの方に配布をしたり、というような形で、そういった周知もしているところでございます。

それから、もう一つは、いわゆるLGBT関係で、指針の改定はどうかというお話があったと思います。

今回はですね、前回からの継続案件ということで、指針の改定の審議をする前にですね、調査結果の分析をして、今後の施策推進に向けた課題や方向性を明確にする。議論を深める足掛かりとしたいということで、始めたところでご

ございます。

事務局としては、今回の審議結果を踏まえてですね、次回の審議会以降、指針の改定に向けた具体的な検討につなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議 長 事務局の方、ありがとうございます。鈴木委員さんからのご指摘について、他に事務局の方からはよろしいでしょうか。

障 害 者 はい。障害者支援課長の田村と申します。先ほど、障害のある人に関する人  
支援課長 権上の問題点について、記述が薄いのではないかという御指摘をいただきました。

ご指摘は二つであると受け止めております。まず一つは条例の批准ですとか、あるいは新たな法律が整備された観点がちょっと足りないのではないかと。もう一つは津久井やまゆり園のような非常に残念な事故が起きていると、こういったものを踏まえて記述に厚みを持たせるべきではないかという2点であろうと承知をしております。

まず、一点目についてでございます。県におきましては、令和3年6月に障害者差別解消法が改正されました。この改正におきまして、障害当事者団体に今後の県としての取組方針についてご意見を頂戴しております。その中で、県の障害に対する理解を進めるためには、県独自の条例を制定するべきではないかというご意見を多く頂戴したところでございます。

そういったことを踏まえまして、今回の障害者差別解消法の改正を受けて、県独自の条例制定に向けて、現在取り組んでいるところでございます。どうしてもこの紙幅の関係上、全てを書ききれれておりません。

もう一つ、津久井やまゆり園の関係でございます。この点については、やはり県民の障害理解を深めることがまず重要だろうというふうに考えております。

こちらに書いておりますように、私ども山口県では、あいサポート運動という県民運動をやっております。これは県レベルでは、山口県を含めて8県しか取り組んでいない特徴的な取組であるというふうに考えております。この取組を通じまして、今後は、若年層、小学校、中学校、あるいは高等学校の学生、こういったところや、あるいはそれよりももっと前段階、幼稚園児の段階からレクリエーションを通じて、障害のある子ない子が共に暮らせるような障害理解を進める取組みを進めていきたいというふうに考えております。申し訳ございません。紙幅の関係上、全てを書ききれませんでした。

議 長 ありがとうございます。事務局の方から、また障害者支援課の方から、具体的な答弁をいただきました。鈴木委員さん、よろしいでしょうか。

では、引き続きまして、澤田委員さんの方から挙手いただいておりますので、お願いいたします。

澤田委員　ちょっと喉が腫れているので、聞こえるかどうかわかりませんが、私は一点だけ。

先ほど事務局が言われた、これからの方向性、指針を、今から動いていくのであれば、要するに、PDSAサイクルを、それにのっかって、計画、実行、評価、そして改善。全ての方向はやっぱりPDSAサイクルで、判断してもらいたいなど。今までの流れをそのまま引き継ぐのではなく、新たにそういう方向性を事務局の方で見出してもらいたいなど、これ1点、要望だけです、以上。

議長　ありがとうございます。そういう評価も加えてPDCAサイクルでの運用をお願いしたいというご指摘ですが、事務局の方から何かご意見があればお願いします。

人権対策室次長　今後検討してまいりたいと思っております。

議長　ありがとうございます。澤田委員さん、ありがとうございます。その他、委員さんの方から何か御意見ご質問等ありませんでしょうか。はい。では、川口委員さんの方からお願いします。

川口委員　意識調査結果を踏まえての方向性をベースにしていますけど、たぶん、今日参加されているそれぞれの団体の方は、様々な人権、個別の取組や関わりをして、相談を受けたり、人権侵害の事例を支援したり、さまざまな調査もされてると思うんですね。今日、意識調査の結果をふまえながら議論して、プラスアルファ私として係わっていることの問題、同和問題に関して意見を述べさせてもらいたいと思います。

まず、意識調査結果を踏まえた問題点、同和問題のところですがけれども、一番問題とされるのは、「問題点」「見聞」ともわからないが1割以上と。これが一番最初に上がってまして、何が問題かというときに、同和問題のところの概要、結果を見ると、「結婚問題で周囲の反対を受ける」というのが一番まあ問題としては、県民の認識も高いですし、38%。で、2番目が「差別的な言動とかがある」と、これは28%と、調査結果では。3番目に身元調査25%、こういう順番で、県民の意識調査結果では、同和問題に関してどんな問題があると思いますかと聞いたときに、結婚の問題、差別的な言動、身元調査、こういうのが大きな課題だと県民は認識しているんですね。

実際に見聞きしたことがある経験、過去5年以内で自分が見聞きしたことがあるかというのが、結婚で周囲の反対が15%、差別的な言動が10%、身元調査が9%。実際に、個人的な経験でもこういった差別の現場を見聞きしているというのが、県民の結果なんですね、意識調査の結果。ですけど、それが1個も書かれてないんですね。何が問題かっていう同和問題の現状認識に。それ

よりも、推進法の認知が足りないとか、同和問題がそもそもわかってないというのが問題となっておりますから、優先順位が違うんじゃないかなど。正しい現状認識をしなければ方向性や方針も間違ってしまうので。まず優先順位として何が大きな問題かっていうときには、この結婚問題があつたり差別的言動があつたり、身元調査、こういう問題があるというふうに、この結果から見えた課題がね、ポツ1のところには入れる必要があるんじゃないかなどというのが、一つの私の意見です。これ、客観的にですよ、見てその通りですから。ヘイトスピーチ、外国人問題の差別もそうだと思うんですね、何が問題かっていうところの問題点の捉え方が、他の項目見ると、全部意識調査で一番問題が多いのをベースに書いてあるんですけど、障害とか、ほかでも。同和問題と外国人問題のところは、ちょっと書き方が違うので、ちょっとこの辺は正しい調査結果を踏まえた課題認識っていうのをさせていただきたいなというのが一つの意見です。

もう一つですね、今後の方向性のところに対してなんですけども、「同和問題に対する正しい理解と認識が深まるよう、人権尊重の視点に立った教育・啓発の推進に努める」と。多文化共生のところもそうなんですけれども、この人権尊重の視点に立った教育・啓発の推進という文言が、ちょっと違和感があるんですね。これ、なくてもいいんじゃないかと。ハンセン病問題について理解するのはハンセン病の正しい理解だし、LGBTで、性的マイノリティの問題だったらそれに対する理解だし、同和問題のとこだけ人権尊重の視点に立ったという文言があるから。ここはもういらないんじゃないかなど。

過去の経過からいうと、2002年に特別対策、同和問題にかかる特措法が失効する時に、これからどういう方向でやっていこうかという中で、これまで人権問題って同和問題ばかりやったと、それをこの成果と手法を生かして、人権の視点で広げて、いろんな人権課題に広げようと、20年前の視点なんです。しかし今、2016年に部落差別解消推進法ができて、この人権一般でやってきたが、結局、同和問題に関する学習機会が減ってきたんじゃないかと。

一方、インターネット上に同和問題に関するフェイクやデマ、たくさん流れているし、どこが同和地区かを摘示する情報、実際山口県内にも部落探訪といって、同和地区に来てYouTubeにアップされる。山口の1000人以上の部落の人たちの住所や電話番号とかですね、名字なども晒されていると。こういう状況で私たちもプロバイダに対して削除要請を求めていますし、確信犯的な人に求めていますけど消えてないと。それが身元調査に悪用されたり、家を引っ越すときに同和地区かどうか調べたりとか。こういう、インターネット上の問題がかなり無法地帯化して、それが身元調査や結婚差別や、偏見を持った人が差別的な言動を攻撃的に書いていると。いうように、現状変わってますので、ここは、まあ、部落差別解消推進を踏まえた取り組みにするというふうに、もう1回踏まえてほしいなと。

個別人権課題の個別法が2016年にできていますので、大きく部落差別解消推進法は3点施策を持たれています。一つは、こういったネット時代でどこ

が部落かとか地名なんかを晒されて、身元調査に悪用されたり、深刻な被害が出ていますから、相談体制を充実しなさいよと。これが地方自治体には求められています。相談体制の充実。で、第五条、もう一つが、部落差別をなくすための教育・啓発をしなさいよと。部落問題勉強せんと人権一般やったって、理解深まらないよと。この反省から、部落問題について理解を深めるためには、部落問題についての特化した教育・啓発をちゃんとやってねってことが、国も方針を変えたんですね。

ですから、改めてこの指針作る時も、国の部落差別解消推進を踏まえて、部落差別を解消するための教育・啓発と、この法の文言を使いながら新しい方向性でやっぱり反映していただきたいなっていうのが一つです。

もう一つが実態調査。正しい現状認識、実態把握してから取り組もうということで、国はインターネットの人権侵害の調査をしました、部落差別の。で、人権相談から見えた事例調査をしました。そして、意識調査ですよ。このように、やっぱり実態を把握するといっても意識だけではなくて、相談事例であったりとか、差別事件とか事象、分析であったり、いくつもありますので、これは全般に言えると思うんですけど、実態調査機能っていうのは必要なんじゃないかなというところ。「同和問題に関する正しい理解と認識を深めるための」というのは、ここは、「部落差別を解消するための教育・啓発の推進」とか、法の文言を使いながら。「推進法の周知に努める」というけど、推進法の周知ではなくて実行していくことが県の責務として大事ですので、「部落差別解消推進法の具体化とかを踏まえて施策に取り組む」とかというふうに、ちょっと変えていく必要があるんじゃないかなってのが私の意見になります。

あと、性同一性障害、先ほどと一緒なんですけど、この言葉がちょっと古いというか。現段階でLGBTQであったりとか、SOGIであったりとか、かなり、日々、性的マイノリティに関する問題は、アップデートされ続けてますので、県レベルでこの状況だと、市町とか教育現場とか、様々にやっぱり影響を及ぼしますので、まず、この文言は変えること。前回、委員からもあったんですけども、私もこの文言は変えて、捉え方ですよ、多様な生のあり方や生き方がありますから、そこをしっかりと改善した方がいいんじゃないかなっていうのが一点です。

あと、もう一個だけなんですけど、インターネットにおける差別や人権侵害はかなり深刻化しています。木村花さんも亡くなって、国も侮辱罪ですね。変えて、罰則を強化したりしています。やっぱり人権施策全般に対して、主戦場はネットなんです。フェイク・デマの問題や差別意識の扇動や、人権侵害、攻撃的なものも含めて、この新たに指針を改定するのは、情報化社会における人権侵害、全てにかかってくるので、これの相談体制の充実、群馬県は、被害者支援条例を作っています、ネット誹謗中傷等の。この4月で大阪府も条例を作りました。ネット誹謗中傷の支援。リテラシー教育と被害者救済、相談体制。市町村レベルでもたくさんやっていますから、山口県としても、このネット被害者に対する救済や支援といわゆる教育ですよ、リテラシー教育も含めて。

ここもしっかり、どこかに盛り込んでいただきたいなど。20年前にはなかった新しい人権課題として全てにかかってくるので、ここでもう少しどこか触れていただきたいなというふうに課題意識としてあります。すみません、以上です。

議 長 はい。ありがとうございました。多くのご指摘をいただいたんですが、私のメモが追いついておりませんが、最初にご指摘いただいた、意識調査の結果の記述方法等について、何か事務局の方でまとめ方に何かお考えがあればお願いしたいと思いますが。

人権対策 室 次 長 はい、同和問題のところですが、他の所も同じような書きぶりをしてありますけれども、同和問題については「わからない」というところが多いということがですね、同和問題の認識に関わる根本的な問題である、ということで、県としては課題の一つとして、紙幅の関係もあってですね、これを一つ取り上げたところがございますけれども、ご指摘いただいたとおりですね、「結婚問題で周囲の反対を受ける」とか「差別的な言動をされる」とかなどについても当然課題だというふうに認識をしておりますので、ここはちょっと紙幅の関係ということでご理解いただけたらと思います。

それからもう一つ、「人権尊重の視点に立った教育・啓発の推進」という表現がちょっと古いのではないかとご指摘もありました。これにつきましては、現行の指針における表現をとっております。ただ、部落差別解消推進法ができてからですね、法第二条の基本理念のところにはですね、「基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり」というところで、人権尊重の理念は部落差別解消推進法の中にもきちっと入っておりますので、この基本理念と矛盾するものではないというふうにご考えております。

ただ、今、おっしゃったような意見もですね、県としては真摯に受け止めて、今後の参考にさせていただきたいと思っております。

また、LGBTの話とかインターネットの話とかありましたけれども、こちらも現在の指針の中にはですね、16分野のうちの一つとして入っておりますので、今後、見直しを検討する中で、今、いただいた視点を生かしていきながらですね、中身を検討していきたいというふうにご考えております。ありがとうございました。

議 長 事務局の方からご説明をいただきましたけれども、川口委員さんの方で何か今の取組について。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

その他、委員の方々からご意見をいただいてもいいと思いますが、何かありませんでしょうか。

はい、では川口委員さん。

川口委員 意識調査の結果で、学習経験「参加したことがない」が8割ということが課題だという認識がありまして、これから行政機関の講習会や民間企業の取組を支援するというような方向性になると思います。

今、企業と人権というのが、すごくやっぱりテーマ的に大きくなっています。SDGsなんかもそうですけども、環境平和人権なんかすごく企業にとって大きくなっていて、国連がビジネスと人権に関するガイドラインを出しているんですね。それを受けて日本政府もビジネスと人権のそういうガイドラインを出していると。経団連もそれを受けて取り組もうということになっていて、よりこれからの企業経営にとっても、このビジネスと人権というのはすごく大きくなってきています。

ある県では、県が主催する人権セミナーとか研修に参加すると、県の入札制度、入札の時の加点にされるという自治体もあります。企業は忙しいので、なかなかお金も、ギリギリのメンバーでやっている中で、研修に出さすような時間はないというところでも、こういうセミナーに参加すると、入札の時に自分らが評価されて加点されるんだというので、より参加しやすいというような自治体があるということをお聞きしています。県レベルでやっているのもお聞きしていますので、そういうもっと企業が人権研修を学ぶことでちゃんとインセンティブを持って学べたり、参加することが自社の取組にプラスに返ってくるような、何か仕掛けがないと、なかなか企業の取組って進みにくいかなとは思っています。

企業の県の職員研修の充実というのは、これからしっかりやっていく時代なので、そういうキーワードというんですかね、SDGsとかビジネスと人権とか、何か今後の指針の中で、今の世の中の流れを入れた提案になるといいんじゃないかなというふうに思います。

議長 ありがとうございます。

先ほどご提言いただきましたけど、企業が人権なり、雇用問題も含めてその辺をキーワードに何か事務局の方でお考えがあればお願いしたいと思います。

人権対策室 次長 現在の取組とすれば、私共、人権啓発で先ほど言いましたように研修会等へ呼ばれて行くことはあるんですけども、企業さんの集まりの中では、人権推進指針の周知を図る中で、併せてJISZ26000などの国際規格、こちらの方に基づいてお話をしたりということとはございます。今、ご提案がありましたようなことも、今後検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

議長 ありがとうございます。川口委員の方から、何か意見があれば。

川口委員 いいえ。



議長 ありがとうございます。川口委員の方からもご意見をいただきました、ネットに関する問題が待たなしという状況で、具体的な被害者が出る問題でもありますので、ぜひ指針の中でも取り入れていただきたいと思いますし、また日々変化するというか、進化するというか、私なんかも全くついて行っておりませんが、リテラシー等そういう教育を学校現場でもやっていただきたいと思いますし、また、スマホがもう日常生活でない生活は考えられませんので、その辺も時代に合わせて具体的に指針に取り込んでいただけると非常にありがたいなという、そう思います。

その他、委員の方々からご意見がございましたでしょうか。

本日は、いろいろな組織からの代表としてご参加いただいておりますので、組織の立場でのご発言でも結構ですし、議論を聞かれての意見でも結構ですので、せっかく来ていただきましたので、ご発言をいただくとありがたいと思っております。どなたからでも結構ですので。

教員の悪い癖で、沈黙に弱いというか、意見が出なくなるとすぐ指名をするという悪い癖がありますけど、いい癖が出て申し訳ないんですが、公募委員の立場から、質疑について、有田委員さん、今までの議論なりご自身のお考えなり何かありましたら、なんでも結構ですので。ご発言いただくと幸せますが。

有田委員 本当に始めてで、こういう機会に恵まれたんですけど、私は、今、人権擁護委員をしまして、人権啓発ということで学校とかで人権教室というのをしており、今から企業の啓発もしていく形で進めているところです。今後また、県の指針というのも大切じゃないかと思えます。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。突然指名をしまして大変失礼しました。ご発言をいただきまして、大変ありがたく思います。その他にもどなたか。

草田委員 先ほどですね、障害者支援課の課長さんが、今から、幼児期からこういった障害者の立場を皆さんに知らせようと、先ほど有田さんが人権擁護委員とおっしゃいましたけれども、私も人権擁護委員で、私たち人権教室をいろいろな学校、企業、また、こういった市役所等ですね、それから税務署等の講習に招かれてやっているところです。

だから、今、方向性と課題をこのように川口委員さんもおっしゃったように、具体化されたものを載せられたらとか、もっとわかりやすいんじゃないかとか。

それから、ミニ広報ですね。私どもは男女共同参画推進法にのっとってカードをこの度発行しました。それを女子生徒の多い中学とかですね、また公民館、学校、いろいろな所に配るような活動をしております。

また、高齢者障害者委員会では、今の社会の現状を踏まえてですね、成年後見制度、それから相続人登記制度ですね、いろんな法律の改正にのっとって、進んでいっています。

これはすべて全連（全国人権擁護委員連合会）と法務省との間の連携によっ

てですね、こういったことを私たちも目指そうというところです。

川口委員さんもおっしゃったように、確かに24年から法律もいろいろ変わってしまっていてですね、これから先、どのような取組かって意識調査の結果を踏まえてですね、新しい感覚でこの指針を作っていくべきではないかなというところは賛同いたします。

ただですね、意識調査の中でわからないっていう方が多いですよ。実際に私たちも学校で人権教室とかやっているとかが言ってもですね、擁護委員って何、知らないという者も多いんで、これは今の社会全部がそうです。何をやってもですね、知らないわからない。インターネットはそのリテラシーが非常に発達していてですね、そういったことはなんでも知っている。だからこれは多くの皆さんの、今の委員さんの中での課題ではないかと思います。簡単に今の感想・意見を申し上げますと、そういったことになります。よろしくお願いします。

議長 他の委員さんからも、ぜひお願いいたします。ありがとうございます。数井委員さんの方からお願いします。

数井委員 私は、山口県国際交流協会の中にあります、やまぐち外国人総合相談センターというところで、外国人の方に関わる相談に乗っております。

私は、もともとは学校教員で、この仕事を始めて2年ちょっとなんですけれども、山口県の中にもこれだけ外国人の方がいらっしゃって、たくさん問題があるということ、ここ2年ちょっとで勉強していったという感じがしています。

コロナがあった関係で、一旦増えていた外国人の数が今は少し減ってはいるんですけれども、それでも山口県の人口の1.3%ぐらいが外国人の方で、皆様もここ最近、自分の周りで外国人の方が増えたなということを感じられている方があるんじゃないかと思います。ずっとコロナで来れなかった留学生の方々や技能実習生の方、そういう方がこの春にどんどん入国をされておまして、多分これから外国人の方が増えていくだろうなということを感じています。

やっぱり、この問題点の中にもありましたように、うちに寄せられる相談の中にも、やっぱり医療の場面、外国人の方には言葉の問題があってハードルも高いので、自分が熱があってコロナにかかったかもしれないんだけど、どうしたらいいのかとか、それからワクチンを打つにしても、どこでどうして打ったらいいのか。やっぱり日本人の助けがないと厳しいところがあって、ということの相談にもたくさん乗りました。

今、一番ちょっと心配なのが子供たちですね。親が日本で働いていて、日本に入国してきた子供たち。中には中学生ぐらいになって、今度、地元の学校にただ一人、たった一人の外国人として通わなければいけない子供たちとかもいて、日本語もわからない中で大変な苦勞をしていて、医療の場面とか教育の場面というのがこれからすごく課題になっていくんじゃないかなというふうに思っています。

日本人の方からも相談があるんですけども、自分の周りにはいる外国人の人が、どういうことでそこにいて、どこの国の人なのかとかいろいろな知識があると、周りの日本人の人は助けてあげたいという気持ちになる方が多いんですね。どうもあそこの外国人のお母さんが困っているようだけでもとか、あそこの家はすごくコロナで生活が苦しくなっている、外国人の方が生活が苦しくなっているみたいだけでも、どうしてあげたらいいだろうか、何かいい方法はないだろうか、という風にいろいろなことをその方についての知識を持っていたら、その人を助けてあげようと思う日本人はたくさんいるんですけども、言葉も全然、日本人の多くが英語だったり中国語だったり韓国語とかだったら、あつここの国の人だなみたいな感じですけども、アジアの国の人が多いので、いったいどこの国からいらっしゃった方かもわからない人が、突然、自分の隣のアパートにたくさんそういう外国人が来ているともなると、ちょっとやっぱり日本人も不安になるところがあるので、相手をきちんと知ることができたら、なんとか一緒に助けてあげられることは助けようという気持ちになりますので、わからないではなくて、知っていかないといけないですし、いろいろな行政とかいろいろな立場の方も、そういう外国人の方と一緒に生きていくという、それはもう日本の社会ではこれから先、絶対進んでいくことなので、しっかり、いろいろな立場で知って、一緒に生きていこう、共生ができるようにしていこうという気持ちを持つことが大事かなというふうに思っています。

課題はたくさんあるんですけども、今ここにあげている課題もたくさんあるんですけども、先ほどもありましたように、この指針も、私が教員だったころは、教員全員これ持っていますし、研修もするんですけども、やっぱり大分古くなっている、時代と合わないところもあるんだらうかなと思いますので、改定していくことも必要かなということも感じています。

議 長 数井委員、ありがとうございました。

多文化共生という視点から医療であるとか教育であるとか、大変詰まった問題をご指摘いただいたと思いますが、ただ今の数井委員の方から、所管される国際課とかこども家庭課の方から何かご意見があればお願いしたいと思います。

突然の申し出ですので、なければそれで結構ですけど。今後よく検討していただければと思います。

国 際 課 国際課の高松と申します。

数井委員さんの現場、国際交流協会でも相談を受けた人権を踏まえたご指摘どうもありがとうございました。国際課としても多文化共生の視点から様々な事業に取り組んでいまして、例えばやさしい日本語教育ですとかそういう事業を行っております。

数井委員さんの意見を踏まえまして、今後の指針の改定に、踏まえて検討させていただきたいと思っております。以上です。

議長 ありがとうございます。

突然指名しまして、具体的にお答えいただいて大変ありがたく思っております。

その他何か、外国人の問題では、今、あのロシアの方であるとかウクライナの方とかそういう問題がありますけど、何かロシアの方々からそういうふうな特別な偏見を受けておるとかそういうふうなことがあればご紹介いただけるといいと思いますが、ロシアの料理店が壊されたとかいうような話もあるみたいですけど、特に山口県ではそういう問題はありませんでしょうか。

国際課 特に聞いておりません。

議長 ありがとうございます。それでは、その他の委員さんの方からご意見は、ありがとうございます。梶野委員の方からお願いいたします。

梶野委員 障害の方に対しての意見と言いますか、感じたことなんですけれども、私も有田さんと一緒に、初めてこの場に出させていただきます、各界の皆様のような話し合い、まだあるというのはとてもいいことだなと、まず、思いました。そして具体的にですね、県の方と意見を交わすことができること、とてもいいと思います。

私、萩市の手をつなぐ育成会の会長で、山口県の理事をしているんですけど、育成会の。ここに出ている障害のある人への理解が不足している。これはずっと昔から出ていることで。なぜ理解が不足しているのかというのはですね、結局、わからないから理解できないということだと思うんですね。障害者が身近におったりすれば、自分事として考えられる。自分が障害者と関係があるよと。わからない顔をして、特に知的障害なんかは非常にわかりづらいですよ。一見普通の方に見えますけれども、非常にわかりづらいというふうなことで、そういう部分で、あいサポート運動というのはとても大事なことですけれども、受け入れの団体としてね、協定を結んでいるところも増えていますが、実際、そしてやっぱり自分事として考えられるようなですね、障害者と健常者が一緒に活動するというかそういう場を作っていくということが大事なんじゃないかなと。

萩の育成会について、ちょっとご紹介しますが、ちょっと他の育成会と違っていて、普通の育成会は親がやっているんですけども、萩は健常者が作りまして、健常者と障害者が一緒になって育成会活動をしていると。

今度7月に芸能の夕べというのをやるんですけども、芸達者な方々をお願いして昼と夜の部を、要するにチャリティコンサートをやるんですね。芸能の夕べでそういった資金で学級助成金、支援学級への助成金をしたり、障害者と健常者が交わるような活動を今、しています。

そういう風なことで、時間の関係でなかなかこういう言葉しかなか申せ

ない部分もあると思うんですけど、やはり、どっちかというところと具体性というところ、こういう形のことをやっぱりしていかなくちゃいかんぞという、言葉はインパクトがある言葉が欲しいんだという感じがいたしました。以上です。

議 長 梶野委員ありがとうございました。育成会の現況といいますか、具体的な事例を提示して頂いて、ご説明をいただきました。

指針等にも反映できるようにということでアイデアをいただいたように思っておりますので、事務局のほうで、ぜひ、またご検討いただければという風に思っております。事務局のほうで何か今のご意見にお考え等あれば。

障害者 障害者支援課でございます。ご意見ありがとうございます。

支援課長 先ほど来、色々な差別について分からない、知らないからというのが結構理由として多いと。正に先ほども同じようにご意見いただきました。やはり障害についても、分からないということが非常に多い、知らないということが多いのだらうと思います。

さらには、やはり見えない障害というものがございます。発達障害ですとか知的障害、見えない障害もあると。そういった見えない障害もあるんですよといったことをこのあいサポート運動でしっかりと皆さんに理解を進めていきたいというふうに考えております。

もう一つは、障害のある人となない人との交流についてご指摘を頂きました。この点については私どもも非常に重要なことだと考えております。障害のある方だけのスポーツ競技だけではなくて、それに障害のない人も参加できるような形で今後は進めていきたい、そういう形で共生社会づくりを進めていきたいと考えております。

議 長 ありがとうございます。大変具体的にご回答いただきました。梶野委員の方から何か今のご発言を聞いて答弁があれば。

梶野委員 大丈夫です。

議 長 ありがとうございます。川口委員さん、どうぞ。

川口委員 ハンセン病問題に関する人権上の問題点のところ、ハンセン病の回復者の方の様々な偏見や人権侵害、差別がある中で地域に帰れないと。ふるさとに帰ってこれないという方もすごく多いという現状があります。

同時に家族の方ですね、ハンセン病の家族をもつ方が地域に残されて、地域の中で親のことを言えない、おじいちゃんおばあちゃんのことを言えない、壮絶な生い立ちや差別の中で生きてきているというのが、この間、家族訴訟なんかを踏まえて、国もハンセン病の家族の人に対する様々な差別があるんだと、その偏見状況を律する必要があるのではと法律ができているかと思っております。

今後、作り直すときには、ハンセン病の回復者の方だけでなく、そこにいる家族に関する法律もできていますから、この視点もしっかりと入れて今後の方針に書く必要があるのではないかと思います。

議長 ありがとうございます。ハンセン病に関する領域ですが、何かご意見があれば、事務局の方で何かあれば。

健康増進 健康増進課の菊池と申します。ご意見ありがとうございます。

課長 おっしゃる通りハンセン病の元患者さん、今、療養所のほうで生活しておられる方々は、本当に今、高齢化が進んでおられて、90歳未満くらいの平均年齢の中でご家族の方もご高齢ということで、以前は里帰りという形でこちらにお迎えするというのもできていたのですが、ここ最近は私どもがお伺いする形で元患者さんたちに対しての慰問等をさせていただくような現状でございます。ご意見を踏まえて、また新しい指針のほうにも検討させていただければというふうに考えます。ありがとうございました。

議長 ご回答ありがとうございます。川口委員さんのほうから何かあれば

川口委員 大丈夫です。

議長 ありがとうございます。だいぶ時間の方も過ぎてまいりましたが何か。では、山下委員さんの方からお願いします。

山下委員 認知症関連ですが、高齢者に関する人権上の問題点、今、認知症高齢者の一人暮らしも実際増えておりまして、障害者の今後の方向性については、「県民が障害のある人や障害について理解を深め、必要な配慮を実践することができるよう」とありますが、ここに今後の方向性として認知症の理解も入れていただいたら。地域の人に認知症の理解が深まると、地域でできるだけ長く生活していくことができるんですね。今、私たちの会では啓発活動も行っているんですけども、なかなか団体だけで啓発と講演会等を行っても浸透していかないんですね。

それと、もう一つが地域の関係団体の見守り活動ですが、この見守り活動も各市町がそれぞれの見守り活動をしておられますので、認知症の人って本当に光市から博多までとか、今、無人駅が多いのでずっと乗れるわけですね。だからせめて、山口県内でそういう見守り活動の一つの方法を決めていただいたら、市町を挟んでの不明者が減っていくのではないかと思います。すみません、ちょっと要領を得ませんでした。

議長 ありがとうございます。山下委員さんの方からは認知症の方々の具体的な対応、支援についてご指摘いただきました。

この意見につきましても、何か事務局の方からご説明があればお願いしたいと思えます。

長寿社会課 長 長寿社会課長の田中でございます。どうもご意見ありがとうございます。認知症施策につきましても、委員からも指摘がございましたように、様々な周知、もっと認知度を上げていくというのが必要だと考えております。

認知症についても、認知症サポーターと見守り活動とかに参加できるような方を増やしていくような取組もしておりますし、関係団体とも連携して認知症の方々が地域で安心して自分らしくできるだけ長く暮らせるように取組を進めておる所でございます。

指針の内容につきましても、ただいまいただいたご意見も踏まえながら検討してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、今村副会長さんの方から。

今村副会長 時間も迫っていますのにすみません。まず、本当にたくさんの方を教えて頂いて、ここに座っている意味が本当にいつもあります。特に、今日はネット被害のこと、これは本当に改めて日頃、私も感じていましたが、やはり、この人権指針への位置付けの問題というのは、とても大事だなとすごくフレッシュな気持ちで思いました。

また、前回から繋がっております、鈴木委員からいつも教えていただいております性の問題ですけど、私は以前から言っていますように、性に関してはマイノリティ、性的マイノリティという言葉自身が、非常に私としては個人的にもあまりいい言葉ではないと思っておりますので、先ほどダイバーシティ、多様性という言葉もあって、この方向で性のものはまとめてほしいとつくづく思っております。

それから、感染症に関して、先ほどもいろいろな方からありましたように、特に今回、コロナ感染症という新たな経験をした中で、確かに医療関係者とかそれに類する人たちがかなり被害を受けたということは、結局、やはり全ての人権に通ずることですけれども、正しい知識が身につけていないという、分からないからこういうふうに恐れたというのが結論。特に感染症に関してはそれに尽きるような気がしますので、うつらないと思ったら近づきますしっていうのも含め、やはりこの感染症に関しては、本当に早く、分かることを正確に伝えていくというのが、本当に人権の問題としても尽きると思えました。正しい行動が、みんなができるためには正しい知識だと改めて思いました。

それで、最後に子どものところなんですけど、もともと、実は小児科医をしていた経緯もありまして、この子どもに関する人権の問題点というところに多少違和感をいつも感じるんです。これは本当に大事な問題で、かくあるべきなんですけど、いわゆる子どもを庇護する、弱いものという感覚で、いじめられるとかそういうことで書いてあるような気がしてならなくて。やっぱり子ども

自身に本当は子どもというものの、これちょっと長くなってすみませんが、私の持論ですが、子どもは大人になるための存在ではない、子ども自身が完結しているんだ、子ども時代っていう。それから言えば、もっとそういう子どもというものの人権を重んじるというそういう視点で色々なことを考えて欲しいなと思います。弱いとかいじめられるとかそういった書き方ではなく、ここにいい言葉が書いてあるように、子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境に左右されることなく、そして、子どもが子どもとして自己完結するような人権対策について強く望みます。以上です。

議 長 ありがとうございます。今村委員さんには、いつも最後まできれいにまとめていただいて、本当にいつも頼もしく思っておりますし、頼りにしております。

本日も、大変貴重なご指摘をまとめていただきありがとうございます。子どもの問題について、子供だけではありませんけれども、前半では性被害の問題、被害者の問題なんかもありますし、強姦罪から強制性交等罪に変わったりしますので、今までカウントされなかった男の子の被害者も挙がってきたりもしていますし、また、教育現場でのそういうことを取り締まる法律もできましたし、先ほどから言われましたような子どもに関する人権というのは、将来もありますし、そういう子どもの時に被害を受けますと、一生その問題が克服できないとかいう大変暗い経緯もありますので、人権という部門は非常に重要な問題ではないかなというふうに思ったりもしております。

これに関連したネットの問題もありますし、スマホとは切っても切れない生活になりますので、ぜひ、ネットによる人権の問題というのも非常に今後大きくなっていくのではないかなと、また避けて通れない問題ではないかなというふうにも思っております。

コロナに関しましては、マスク等を多少外すというような方向もありますけど、今村委員さんの方からもご説明いただきましたけれども、コロナに関するご意見について、前回の審議会の際にも、澤田委員さんの方からも指摘をしたほうが良いというご意見もいただきましたし、本日、欠席となります船崎委員さんからも、コロナの話はぜひ続けて審議の内容としてほしいというような声もうかがいました。引き続きこの辺の視点でも検討をいただきたいというふうに思っております。

時間も来ておりますので、たくさんのご意見をいただきまして、本日は私も大変勉強させていただきました。時間になりましたので、本日、この議題（２）については、事務局には前回の審議内容や本日の皆様からいただいたご意見をもとに整理をしていただきまして、今後の施策を進めていただくとともに、指針の改定については、本日の意見をしっかりと事務局のほうで整理された上で検討していただきたいというふうに思いますが、ご臨席の委員の方々、これでもよろしいでしょうか。

（委員の賛同）



ありがとうございます。委員の方からのご賛同もいただきましたので、本日の意見をまとめていただいて、事務局の方には指針に反映させていただきたいというふうに考えております。

それでは議題（２）を終わりましたので次の議題（３）のその他に移りますが、事務局の方で何かありますでしょうか。

人権対策 事務局のほうからですね、令和４年度人権ふれあいフェスティバルについて  
室次長 ということで、資料２というものを準備しております。お手元にご覧いただけますでしょうか。

こちらの方の説明をさせていただきたいと思っております。まず、人権ふれあいフェスティバルについてなんですけれども、１のところにありますように、平成１０年以降、毎年開催している全県的な人権啓発イベントでございます。

コロナ前までは、県内１３市持ち回りで、児童や勤労者が参加しやすいよう夏休み中の８月の土曜日ということで開催をしておりました。

コロナの影響が出ました一昨年度と昨年度は、従来の集合開催を取りやめまして、インターネット上に特設サイトを開設するという形で実施しました。

２にありますように、今年度の人権ふれあいフェスティバルにつきましても、コロナ感染の不安を確実に回避でき、誰でも自由に参加できる特設サイトを開設することにより、開催に替えることとしたいと考えております。

特設サイトの内容につきましては、過去２年は参考にありましており、講演、ポスター展、動画、その他ということで構成しておりますが、今年度の内容につきましては、今後、共催者であります山口地方法務局や人権擁護委員連合会さんなど他の主催者とも協議の上、具体的に検討してまいります。

特設サイトにつきましては、人権週間を契機としてということで１２月に開設して３月までの公開を予定しております。開設の前には、委員の皆様方には、別途、お知らせをいたしますので、前触れとして今回紹介をさせていただきました。よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局から人権ふれあいフェスティバルにつきましては、コロナ禍でこのような状況で開催ということで、特設サイトを開設ということでご説明いただきました。ぜひ多くの方に見ていただくと嬉しいと思っております。

それでは、そろそろ時間もまいりましたので、本日の会議を終了したいと思います。委員の皆様方には大変貴重なご答弁、ご意見をいただきありがとうございます。また、関係部署の方々には、突然のご指名にも関わらず的確にわかりやすくご回答いただきまして大変感謝しております。重ねてお礼を申し上げたいと思っております。議事進行につきましてはご協力いただき誠にありがとうございます。

それではこれで事務局のほうにお返ししたいと思います。どうもありがとう

ございました。

事務局 ありがとうございます。委員の皆様におかれましては、本日のご意見以外に何かございましたら、後日、事務局の方へご連絡いただけたらと思います。  
それでは、閉会に当たりまして、環境生活部長の藤田から一言お礼を申し上げます。

環境生活 終わりにあたりまして一言お礼を申し上げます。  
部長 高田会長さん、どうも議事進行ありがとうございます。また、各委員の皆様方には、大変貴重なご意見、ご提言をいただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様からもご意見ありましたように、様々な分野で状況の変化、それから新たな課題が生まれてきております。

平成24年3月に策定しました人権推進指針の分野別施策の推進についてもですね、改定の必要性は十分認識しているところでございます。今日のご意見も踏まえまして、今後の検討に繋げていきたいと思っております。

今後、委員の皆様方の引き続きのご支援、ご協力を賜りながら、人権行政の推進に努めて参りますので、どうかよろしく願いいたします。

事務局 それでは、以上をもちまして「第15回山口県人権施策推進審議会」を閉会いたします。皆様、大変お疲れ様でした。